



身寄りのない人を支える

資源マップ



朝来市在宅医療・介護連携会議

身寄りのない人への支援検討ワーキング





はじめに

「身寄りのない人」をみんなで支えるために

「身寄りのない人」がこれから増えていきます。

“無縁社会”と言われるように、家族や地域（隣近所）とのつながりが少ない人が増えていくことが予想されます。

そして、病気になる…生活費が苦しい…判断力が衰える…等の困りごとが重なると、日々の暮らしがたちまち難しくなってしまう恐れが出てきます。それは、決して特別なことではなく、私たち誰にでも生じるかもしれない「まち全体」の問題と考えられます。

そこで！！

朝来市では、このような問題や不安を少しでも軽くするために、さまざまな手立てを知って、それを上手に活用するための「水先案内」となる冊子を作成しました。

まずは、医療・介護・福祉関係者に使ってほしい

この冊子では、「身寄りのない人」を支えるための手立てとなるさまざまな資源（法律関係、福祉関係等の制度やサービス）についての情報をまとめています。

まずは、「身寄りのない人」の困りごとに出会う機会が多いと思われるケアマネジャー・相談支援専門員をはじめ、医療機関、介護関係の事業所や施設の職員、障害者や生活困窮の人たちを支援する関係者、民生委員やボランティア等、地域福祉に関わる方々、行政関係、教育関係、警察・消防関係等、さまざまな方々に、この冊子をご覧いただきたいと思います。

この冊子は、いろいろな活用方法があります

- 今、関わっている人はいなくても、これからの支援に備えて資源・情報を知るための学習教材として
- 例えば、「終活」を考える等、自分の職場や地域の方々に、この問題や支援について知ってもらうための啓発用資料として
- もちろん、今、支援が必要な人に関わっている場合の具体的な問題解決につなげていくための手引き・ヒント集として
- さまざまな職種・関係者が一緒にこの問題を考え、よりよい連携づくりに取り組んでいくための共通認識を育てていくガイドブックとして





「身寄りのない人」って？

「身寄りがない」といっても、家族・親族が全くいない
“天涯孤独”の人だけではありません。



身寄りがない人とは、次のような場合を想定しています。

- ①家族・親族がいない人
- ②家族や親族に連絡がつかない人
- ③家族・親族の支援が得られない人
- ④本人が家族への連絡を拒否している人

参考：厚生労働省/身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

▶ 「身寄りのあるなしと、本人・周囲の困り感」 (表1)

	身寄りがない	身寄りはある
本人・周囲が まだ困っていない	身寄りはいないが 生活が出来ている	身寄りはあるが疎遠で 頼ること出来ない
本人・周囲が 困っている	身寄りがいなく、 生活困窮や介護等の問題 が重なっている	身寄りはあるが、生活困 窮や介護等の問題がある

表1のように、身寄りがない場合はもちろんのこと、身寄りがあったとしても連絡がつかずたり、支援を拒否している場合には、将来、どのような困り事が起こるのかを想定して準備しておくことが重要です。





まず、困りごとをチェック

心配ごとや困りごとは人それぞれ

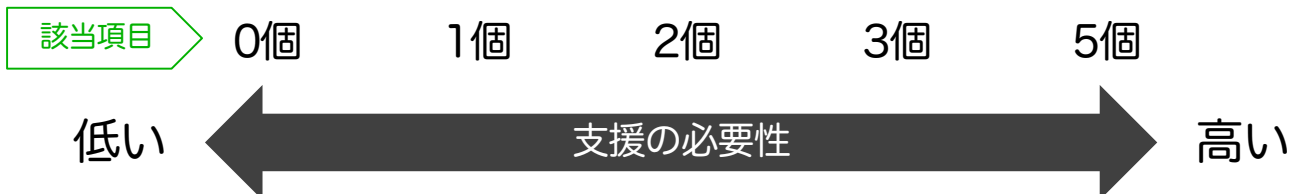
支援の必要性を見極めよう

「身寄りがない」ことがすぐに困りごとになるわけではありません。さまざまな暮らしにくさと重なってくると、いざというときに周りで手助けしてくれる人がいないことで、より深刻な問題が生じることとなります。みなさんの関わっている人について。表2を参考に「支援の必要性（問題の深刻度）」の目安を見きわめてみましょう。

(表2)

	チェック項目	チェック
1	治療や健康管理が必要な病気がある	<input type="checkbox"/>
2	日々の生活（身の回り動作）のしにくさがある	<input type="checkbox"/>
3	暮らしを成り立たせる収入や資産がない	<input type="checkbox"/>
4	近隣や遠縁等とのつきあいがない	<input type="checkbox"/>
5	生活、意思疎通等で判断力の衰えがある	<input type="checkbox"/>

該当項目 () 個





困りごとマップ

～当てはまる番号のページを参照～



お元気なころ



だんだん体が衰えてきたころ



だんだん判断能力が低下してきたころ



お亡くなりになったころ



介護福祉

【1】
体の不調や
認知症の進行等に
気づく人
がいない

5ページ

【2】
キーパーソンが
いない

7ページ

【3】
「保証人」になる人
がいないため介護施設から「入所が出来
ない」と言われた

10ページ

【4】
急な入院となったが
入退院の手続きが
出来ない

13ページ

【5】
最期の迎え方を
相談する人
(代弁する人)が
いない

16ページ



医療

【6】
普通に生活している
ようだが、喫煙、
飲酒、栄養不足等、
健康管理が出来て
いない

19ページ

【7】
だんだん医療機関を
受診することが
しんどくなってきた

21ページ

【8】
治療計画・手術説
明等、医療同意が
出来ない

24ページ

【9】
緊急時に連絡が
つかない

26ページ



財産金銭
管理

【10】
いざというとき
お金を援助して
くれる人がいない

28ページ

【11】
金融機関に行き
お金の出し入れ
が出来ない

31ページ

【13】
詐欺や悪質商法に
騙された

37ページ

【14】
通帳の場所が
分からなくなる

40ページ

【16】
空き家の管理、
処分に困った

44ページ

【12】
家屋の修繕、
土地(庭等)の
清掃等が出来ない

34ページ

【15】
医療や介護サービ
スの未払いがある

42ページ

【17】
亡くなった後、財
産はどうなるのか

46ページ



日常生活

【18】
緊急時の判断と
対応に困る

48ページ

【19】
お葬式や遺骨を
どうしたらいいか

50ページ

【20】
孤独死がスライド
53
発見されたい

53ページ





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



お元気なころ

【1】 体の不調や認知症の進行等に 気づく人がいない

活用のためのチェック

▶ 関わりについて：

- 近所との関わりが出来ている
- 地域の民生委員が関わっている
- かかりつけ医がいる
- 福祉サービスを利用している
- 担当ケアマネジャーがいる

▶ 健康面について：

- 既往症の有無、受診や薬の管理の状況
- 日常生活動作（ADL）
手段的日常生活動作（IADL）の状況
- 食事の摂取状況、栄養状態
- もの忘れや置き忘れが気になる



【1】体の不調や認知症の進行等に気づく人がいない



お元気なころ

資源の紹介

▶見守り体制：

- 高齢者相談センター
- 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、健幸づくり推進課等
- ほっとコミュニケーション事業（概ね75歳以上の要見守り世帯で、民生委員が対象と認めた人に、社会福祉協議会職員と民生委員が、誕生日月に「暮らしのアンケート」をもとに現状を聞き取る）
- 民生委員、地域住民（近隣、ボランティア、福祉委員）
- 地域の駐在所
- 新聞配達や宅配等定期訪問する業者、郵便局(郵便配達員)
- 緊急通報システム

▶健康を維持するために：

- かかりつけ医を定期受診または訪問診療
- 薬カレンダーの活用、薬の一包化（薬局等）
- 専門職派遣事業（但馬長寿の郷、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、心理士）による指導
- 配食サービス（民間業者）
- いきいき百歳体操、地域のミニデイ、サロン、公民館講座等

活用のポイント・工夫

- ✓ 独居で身寄りがないと、体の不調や認知症の進行等に気づきにくい場合があるので、チェック項目を参照して、資源の活用や支援に繋ぐようにしましょう。
- ✓ 不調に気づくネットワークを作ったうえで、何か問題があった場合の連絡体制についても検討しましょう。





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



だんだん体が
衰えてきたころ

【2】キーパーソンがいない

活用のためのチェック

- 本人の判断能力がある
- 手続き等を代わりに行う人がいる
- 日常生活上の手助けや病院の付き添いを頼める人がいる
- 緊急時に協力してくれる人がいる
- お金の出し入れや通帳管理を頼める人がいる
- 支援する関係機関との相談・連絡の窓口となってくれる人がいる



【2】キーパーソンがいない



だんだん体が
衰えてきたころ

資源の紹介

▶見守り体制：

- ・ 親族、友人、知人等で協力してくれる人
- ・ 本人をサポートする関係機関
(ケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員等)

▶日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）：

主な援助内容は、福祉サービスの利用援助、日常生活上の消費契約や行政手続に関する援助、日常生活費の管理の支援等であり、他の支援者や協力者と連携をとりながら、家族が担うことの一部を代行出来る場合があります。

([社会福祉協議会HP](#))

▶成年後見制度：

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症等によって、ひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。(厚労省HP説明より)



【2】キーパーソンがいない



だんだん体が
衰えてきたころ

活用のポイント・工夫

- ✓ キーパーソンを一人で担えない場合も多く、「活用のためのチェック」を参照しながら「キーパーソンに何を求めるのか（問題は何か）」を明らかにしたうえで、出来る事と出来ない事を整理して、協力してくれる人を見つけましょう。
- ✓ その際には、“あれもこれも”担ってもらおうとすると、協力者の負担が大きくなり、逆に遠ざけてしまうこともあるので注意しましょう。そして、どの程度のこと、どの程度の範囲なら協力出来るのか、その協力者の人としていねいに話し合うことが重要です。
- ✓ 朝来市では、キーパーソンに求められるような身元保証を代行する民間業者はありません。全国的にはそのような業者に依頼する例もありますが、さまざまなトラブルが後を絶たない現状があります。
- ✓ 身元保証の業者選定にあたっては、事業比較、複数見積り、契約内容の点検を行い、

①厚生労働省通知：[「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」](#)

②消費者庁通知：[「身元保証等高齢者サポートサービスの利用に関する啓発資料等について」](#)

等を参照して、それらに準じて、慎重に選定・契約の支援を行います。

※現在、国において、高齢者の身元保証などを行う民間事業者に対して、サービスの質の確保や適正な契約手続きに関するガイドラインの作成が検討されています（2024年1月）。





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



だんだん判断能力が
低下してきたころ

【3】 「保証人」になる人がいないため 介護施設から「入所が出来ない」 と言われた

活用のためのチェック

- 本人は、意思表示等の判断力はある程度保たれている
- 成年後見制度（後見人等）を利用している
- 生活保護の受給、社協・日常生活自立支援事業、介護サービス（ケアマネジャーの関わり）等を利用している
- 「保証人」にはなれなくても協力してもらえるような親戚や知人・友人がいる
- 経済面（入所費用の支払い等）に問題はない



[3] 「保証人」になる人がいないため 介護施設から「入所が出来ない」 と言われた



だんだん判断能力が
低下してきたころ

資源の紹介

▶法令等に「身元保証」に関する規定はない：

一般的に「本人がしなければいけない義務を履行しない（出来ない）ときに、代わって履行する責任を負う人」を身元保証人、病院・施設等を退院・退所する際に「身柄を引き受ける責任を有する人」を身元引受人という意味で使われる。法令上の規定はなく、その責任の範囲や契約上の定義は明確ではない。

医療・介護の現場（入院・入所）で、保証人等に求めること

- ①利用料支払い等金銭管理
- ②緊急時の連絡・対応
- ③入院・入所中の必要物品等の準備
- ④必要書類等の記入・保管
- ⑤本人の身柄の引き取り（退院・退所への協力）
- ⑥施設外サービス利用（例：通院等）への協力
- ⑦遺体・遺品の引き取りや葬儀に関すること
- ⑧本人が病院・施設等に損害を与えた場合の保証等

▶施設等は「身元保証人」がいないことを理由に入所 を拒否することは出来ない：

介護保険施設等では法令上、身元保証人等を求める規定はなく、各基準省令等でも正当な理由なくサービスの提供を拒否することは出来ない。入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

医療・介護現場が、一律的に身元保証人を求め、上にあげた①～⑧等が出来ないことを理由に医療・介護の提供をしない（入所出来ない）ことに問題がある。

ただし、上にあげた①～⑧等は、施設入所生活を送るうえで必要となり、その一部は後見人等が保証人に代わって出来ることもある。

また、行政をはじめとした関係者で対応を協議しながら、保証人になることは出来なくとも部分的にカバー出来るか等を検討する。



【3】 「保証人」になる人がいないため 介護施設から「入所が出来ない」 と言われた



だんだん判断能力が
低下してきたころ

活用のポイント・工夫

- ✓ 保証人等に求められること、施設入所を不可とする理由は何か、を整理・区分けしながら、その課題（①～⑧等）に応じて対応策を検討しましょう。
- ✓ 民生委員、ケアマネジャー、施設職員、行政職員等に保証人等の役割が求められる場合がありますが、これらの関係者には法的（契約上）は身元保証を行う権限や義務はありません）。



【参考資料】 ★1

厚生労働省：

[全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成28年3月7日）高齢者支援課「介護施設等の整備及び運営について」（9）](#)





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



だんだん判断能力が
低下してきたころ

【4】 急な入院となったが 入退院の手続きが出来ない

活用のためのチェック

- 本人の手続き能力（判断力や身体機能）がある【A】
※病状等によって一時的に出来ない状態の場合は回復の見込みを確認する
- 緊急時だけでも協力を頼めるような親戚や知人・友人がいる【B】
- （入院前）成年後見制度【C】
- （入院前）ケアマネジャーや相談支援専門員の関わりがある【B】



【4】 急な入院となったが 入退院の手続きが出来ない



だんだん判断能力が
低下してきたころ

資源の紹介

【A】

手続き能力があると見込まれる場合は、本人に分かるように説明を行いながら、必要時に一部代行等の手続きを支援。また、回復が見込まれる場合は、それまで手続き等を待つことが出来るか入院した医療機関で検討する。

【B】

関係者に協力してもらった内容を明確にしたうえで、一部代行や手続きの補助（同伴）等について協力の相談をする（本人の意向も確かめる）。

【C】

成年後見制度や社協・日常生活自立支援事業を利用している場合は、手続き支援を依頼・協議する。

▶成年後見制度：

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症等によってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度である。（[厚労省HP説明より](#)）



【4】 急な入院となったが 入退院の手続きが出来ない



だんだん判断能力が
低下してきたころ

活用のポイント・工夫

- ✓ ここであげている手続き等と「医療同意」に関わることは区別しておきましょう。
- ✓ 医療機関としては、後見人に対して後見登記事項証明書等の提示を求めたうえで個人情報や医療情報の提供を行う等、連携に留意しましょう。
- ✓ 日常生活自立支援事業は、入院・入所の場合も利用可能ですが「在宅が基本」とされており、どこまでの支援が可能かニーズに応じて協議・連携が必要です。



【参考資料】

厚生労働省：

[身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン](#)





お亡くなりになったころ

【5】最期の迎え方を相談する人 (代弁する人) がない

活用のためのチェック

- 本人の意向が確認出来る
(元気だったころも含めて意向が確認出来る)
- 親戚や身内がいる
(本人の気持ちを代弁出来る人、
これまでに意向を聞いたことがある人)
- 信仰している宗教がある
(本人の意向をうかがう手助けになる)
- 遺言がある
(そのなかに、亡くなり方等の本人の意向がある)
- 内縁関係にある人やパートナー等親密な関係の人が
いる
(本人の気持ちを代弁出来る人、
これまでに意向を聞いたことがある人)
- 自分の意向を示したものがある



【5】 最期の迎え方を相談する人 (代弁する人) がいない



お亡くなりになつたころ

資源の紹介

▶公正証書遺言：

遺言には、

①自筆証書遺言

②公正証書遺言

(公証役場の公証人に依頼し、証人の立会いのもとで作成する)

③その他(秘密証書遺言、特別方式の遺言)

があり、作成時に「遺言能力」があることが必要で、法律に定める方式に従わなければ効力はない。

▶成年後見人との連携：

第三者が後見人等になるケースの中には、財産保全のみの重視に偏り、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているとの指摘がなされ、制度の運用改善や権利擁護支援、連携体制の整備等があげられる。



【参考資料】

厚生労働省：[第二期成年後見制度利用促進基本計画](#)

▶その他：

- ・ エンディングノートの活用
- ・ 「ACP(人生会議)」の実践による意思決定支援
- ・ 人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドラインを参照
- ・ 前もっての話し合いにおいてカードゲーム等のツールを活用した場づくり(例「もしバナゲーム」)



【5】最期の迎え方を相談する人 (代弁する人) がない



お亡くなりになつたころ

活用のポイント・工夫

- ✓ 元気な時から最期の迎え方について話ができる機会を作ります。
- ✓ ACPは普段の日常生活で大切にしていることをもとに本人・家族やケアチームで話し合い、共有していくこと、繰り返し話し合うこと、が重要です。
- ✓ 遺言のような一身専属的な行為は、成年後見人等の代理権の対象にはなりません。(必ず本人が遺言する必要があります。ただし、成年被後見人の判断能力が一時回復した場合の例外等があります)
- ✓ 人が集う行事等で「もしバナカード」「私の夢かるた」等のツールを使う、映像やマンガを活用する、といった工夫をすることで、皆で気軽に話し合いやすくなります。そのような場への参加を勧めたり、企画することもひとつの方法です。



【参考資料】

厚生労働省：

[人生会議してみませんか](#)

[人生会議学習サイト、自治体等における普及啓発事例](#)





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



お元気なころ

【6】普通に生活しているようだが、喫煙、飲酒、栄養不足等、健康管理が出来ていない

活用のためのチェック

- 健康保険に加入している【A】
- 健康保険に加入していない【B】
- 生活保護を受けている
- 過去に健康診断の受診歴がある
- 就労状況や地域活動への参加、日常生活の状況が確認出来る



【6】普通に生活しているようだが、喫煙、飲酒、栄養不足等、健康管理が出来ていない



お元気なころ

資源の紹介

▶活用のためのチェックより：

【A】

- 各種健診(検診)の案内をする。
 - 集団検診による総合健診
 - 最寄りの医療機関での特定検診
- 健康問題について、医療機関の受診を勧める。

【B】

- 朝来市の健康相談サービスを案内する。
 - 健康相談(朝来市保健センター)
 - あさご健康医療電話相談ダイヤル24の紹介
 - こころのケア相談
- 健康保険の加入や生活保護申請の適用等について検討する。(★)

活用のポイント・工夫

- ✓ 地域住民と交流し、社会活動が行えているか、地域で孤立していないか等、生活状況について民生委員等把握している人はいないか確認します。
- ✓ 保健センターや医療機関まで独力で行くための交通機関や、移動手段について確認します。
- ✓ (★) 健康保険(公的医療保険)への加入は、必要な医療を受けるための土台となる制度ですが、生活困窮等を理由に、退職後や転居後等に国保加入をせず、無保険状態になっている場合もあり、健康状態の悪化と重なると、より深刻な問題となります。そのような場合の対応として、未加入なら、保険料負担や通常の医療費負担が支払えるのかを確認したうえで、国保加入の検討(*国保被保険者証を取得し14日以内であれば遡及手続きが可能、以降は申請日からの加入となる)および保険料の減免や分割を検討、生活保護の申請についても検討します。





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



だんだん体が
衰えてきたころ

【7】だんだん医療機関を受診することがしんどくなってきた

活用のためのチェック

- 認知機能、日常生活自立度を評価する
- 身体機能、ADL等を確認する
- かかりつけ医がない【A】
- かかりつけ医がいるが介護認定を受けていない【B】
- 介護認定を受けている、介護サービスを利用している【C】



【7】 だんだん医療機関を受診することがしんどくなってきた



だんだん体が
衰えてきたころ

資源の紹介

▶活用のためのチェックより：

【A】

何らかの疾患で受診しているのであれば、主に通院している医療機関を確認する。医療機関に診療状況を照会し、医療を継続する必要性の有無を確認する。受診している医療機関がない場合は、近隣に相談出来る医療機関があるか確認する。

【B】

かかりつけ医に診療状況を照会し、介護保険申請の必要性や意見書作成の可否を確認する。認知機能、身体機能の低下がある場合は、介護保険申請について、朝来市役所高年福祉課、地域の高齢者相談センターに相談する。

【C】

生活状況、身体・認知機能、診療状況について担当ケアマネジャー、かかりつけ医に照会する。

▶通院を支援するための資源：

- ・ 介護タクシー（必要時、乗降前後の対応もしてもらえるのか確認が必要）
- ・ 外出支援サービス事業（介護保険対象者等）
- ・ 近隣の医療機関への転医が出来るか検討する。
- ・ 朝来市障害者タクシー利用料金助成制度（身体障害者手帳1、2級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者等）
- ・ 福祉自家用車旅客有償運送、非営利団体等による事業

▶通院が困難な場合に療養を支援するための資源：

- ・ 訪問診療をしている医療機関を紹介する。
- ・ 訪問看護をしている施設を紹介する。



【7】 だんだん医療機関を受診することがしんどくなってきた



だんだん体が
衰えてきたころ

活用のポイント・工夫

- ✓ 疾患だけでなく、かかりつけ医として生活や社会状況も理解してくれる医師がいるかどうか重要です。
- ✓ 転医の調整が必要となることがあります。
- ✓ 介護サービスの利用、在宅医療においては、緊急連絡が必要になる事象が生じる可能性があります。





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



だんだん判断能力が
低下してきたころ

【8】 治療計画・手術説明等 医療同意が出来ない

活用のためのチェック

- 本人の判断能力がある【A】
- 本人の判断能力が不十分（意思が確認出来ない）
だが、協力出来る家族や親戚・知人がいる【B】
- 判断能力が不十分(意思が確認出来ない)で、
協力出来る家族や親戚・知人がいない【C】
- 本人が記した事前指示書やエンディングノート等が
ないか確認



【8】 治療計画・手術説明等 医療同意が出来ない



だんだん判断能力が
低下してきたころ

資源の紹介

▶活用のためのチェックより：

【A】

本人に説明を行いながら、決定していく。状況に応じて、本人が自らの意思をその都度、伝えることが出来るよう支援する。話し合った内容は、診療録等文書に記録・保管する。

【B】

家族等が本人の意思を推定出来る場合は、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針をとる。家族等が本人の意思を推定出来ない場合には、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとって最善の方針をとる。話し合った内容については、診療録等文書に記録・保管する。

【C】

本人への説明を試みる。本人の判断が困難な場合は、その旨や説明の経過等を診療録等に記録する。病院職員だけでなく、成年後見人やケアマネジャー等、患者にかかわる人で十分に話し合い、本人にとって最善の方針をとる。話し合った内容は、診療記録等文書に記録・保管する。
医療機関で倫理委員会等がある場合は、各医療機関における取り決めで方針を決定していく。

活用のポイント・工夫

- ✓ 医療行為は原則、本人の同意が必要です。第三者(成年後見人・民生委員・ケアマネジャー等)に同意の権限はありません。
- ✓ 事前指示書やエンディングノート等、本人の意向がある場合は活用しましょう。



【参考資料】

厚生労働省：

[『身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』](#)

[『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』](#)

[『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』
解説編](#)





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



お亡くなり
になったころ

【9】 緊急時に連絡がつかない

活用のためのチェック

- 本人の判断能力がある 【A】
- 本人の判断能力が不十分で成年後見制度等利用している 【B】
- 本人の判断能力が不十分で成年後見制度利用していない 【C】



【9】 緊急時に連絡がつかない



お亡くなりになったころ

資源の紹介

▶活用のためのチェックより：

【A】

親族等の協力が得られない場合は、福祉サービス利用の状況を確認し、利用している場合は担当者に相談する。利用していない場合は緊急連絡先がないことを記録の上、考えられる緊急時の対応について本人の意思決定を支援する。

【B】

緊急時の連絡先となる親族がいるか確認し、いない場合は成年後見人等に相談する。

【C】

親族等の協力が得られない場合は、本人にかかわる支援者(ケアマネジャー等)の有無を確認する。支援者がいる場合は、担当者と相談する。いない場合は、本人の意向を確認したうえで本人の状況や状態に応じて、それぞれの市役所窓口へ相談する。

高齢者・障害者

朝来市地域包括支援センター
TEL：079-672-6125

朝来市基幹相談支援センター
TEL：079-672-6123

生活保護受給者・
経済的困窮者

朝来市役所 社会福祉課
TEL：079-672-6123

活用のポイント・工夫

- ✓ 民生委員やケアマネジャー・高齢者相談センター等が情報を把握している場合もあるため確認しましょう。



【参考資料】

厚生労働省：

[『身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』](#)





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



お元気なころ

【10】 いざというときお金を援助してくれる人がいない

活用のためのチェック

- 本人の所得（収入）の状況を確認する
- 年金保険や医療保険の加入状況
- すでに活用している経済的支援に関する制度等
- 困っている問題
(例：
 - ・生活費に困っている
 - ・医療費に困っている
 - ・借金返済に困っている
 - ・浪費癖によって困っている
 - ・経済的な虐待で困っている…等))
- 本人の心身状態（疾病、障害等）



【10】 いざというときお金を援助してくれる人がいない



お元気なころ

資源の紹介

- ✓ 生活（生計）を整えていくうえで、基礎となる「年金保険」と「医療保険」について、その人（世帯）の状況をまず確認する。
- ✓ 経済的な援助のための資源（制度等）は、非常に幅広く複雑なしくみであり、またそれぞれの制度で細かく要件が定められているので、正確な情報収集（情報更新）に努める。
- ✓ そのうえで、「制度を当てはめる」のではなく、その人の生活歴や暮らしぶりに即して、制度活用を考える。制度活用は「相談援助」とセットで行う。

【参考資料】

厚生労働省：
[社会保障全般（施策情報）
分野別政策一覧](#)

日本年金機構ホームページ：
[年金の制度・手続き](#)

WAMNET：
[行政資料／新着情報／〇〇制度を知りたい](#)



※冊子末 補足資料①②「主な制度のあらまし」参照



【10】 いざというときお金を援助してくれる人がいない



お元気なころ

活用のポイント・工夫

お金の援助をしてくれる身内がいない…

経済的に困窮している時に活用を考える社会資源は、非常に幅広く、多岐に及びます。

また、年齢、所得状況、世帯状況、職歴、特定の疾病または障害の有無等によって活用出来るかどうかの条件も変わります。まずは、どのような状況で困っているのか、についてしっかり整理する支援が必要となります。

▶何が問題で困っているのか？：

例えば、失業して収入がなくなったのか、病気になって医療費が必要になったのか、多額の借金があるのか、収入はあるのに金銭管理ができなかったり、虐待によってお金が使えないのか…それによって活用する資源が異なるので、問題の整理をします。

▶必要な支援は何か？：

そのうえで、必要なのは、生活費なのか、医療費なのか、金銭管理の支援なのか等の支援の目的・内容を考えます。また、困窮を軽くするための手立ては、収入を増やすことによって軽減するのか、または支出を減らすことによって軽減するのか、も検討します。これらによって活用出来る資源も変わります。

▶資源を活用する上での要件を確認して連携する：

以上をふまえて、活用の可能性がある資源の目安をたてながら、より詳細に具体的な条件について、該当する窓口（担当者）等に相談し連携を図ります。





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



だんだん体が
衰えてきたころ

【11】金融機関に行き お金の出し入れが出来ない

活用のためのチェック

- 本人の判断能力は保たれている
- 金融機関により対応が異なるので事前によく確認をする
(★1)
また、その方の状況に応じて別の対応を検討すること
もある
- 経済面の問題
(手続き費用や手数料、報酬や利用料が支払い出来るか)



【11】金融機関に行き お金の出し入れが出来ない



だんだん体が
衰えてきたころ

資源の紹介

▶金融機関への依頼(★1)：

金融機関に身体的事情をお伝えし、金融機関の方が本人の代わりに出金したお金を自宅に届けてもらえないか交渉する。

(ただし、金融機関や支店、地理的条件により対応は異なる。)

※次ページ参考資料を参照

▶財産管理委任契約：

- ・ 自分の財産について代理権を与える人を選び、具体的な管理内容決めて委任する。契約内容は当事者の合意により自由に決めることができる。多くの場合は公正証書にして結ぶ。
- ・ 信頼出来る高度の倫理観を有する人や団体を受任者として選任することが必要になる。

費用 (参考)

- ・ 契約書作成費用／約10万円+公正証書作成手数料
- ・ 専門家に依頼した場合の報酬／月3~5万円

▶任意後見制度 (判断能力が衰えてきた時の準備として)：

- ・ 本人の判断能力があるうちにあらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の通帳等の財産管理等について代理権を与える契約を公証人の作成する公正証書で結んでおく制度。実際に判断能力が不十分になったときに本人を代理して財産管理等をすることが可能になる。
- ・ 家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督の下、本人を代理して契約等することによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることになる。

費用 (参考)

- ・ 公正証書作成手数料／約2万円
- ・ 契約書作成費用 専門家に依頼した場合
／約10万円~



【11】金融機関に行き お金の出し入れが出来ない



だんだん体が
衰えてきたころ

活用のポイント・工夫

- ✓ 「財産管理委任契約」は判断力が大丈夫な時期から準備をはじめますが、身体が衰えた時期がサービスの開始時期だと想定されます。
- ✓ 成年後見制度や日常生活自立支援事業は本人の判断能力が不十分な場合に利用する制度です。それに対して、本人に十分な判断能力があるにも関わらず財産管理を他人に委ねたい場合は、財産管理委任契約で意向に沿った契約内容を定めて行うことになります。
- ✓ 「財産管理委任契約」を結んでおき、判断能力が衰えたら「任意後見制度」に移行することを想定したセット契約が考えられます。



【参考資料】

一般社団法人 全国銀行協会：

[預金者ご本人の意思確認が出来ない場合における預金の引出しに関するご案内資料](#)

[不測の事態における預金の払出しに関する考え方](#)

※全国銀行協会が認知症等の本人の預金の引き出しに柔軟に対応することを求めた指針や地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化についての考え方を公表しています。





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



だんだん体が
衰えてきたころ

【12】家屋の修繕、土地（庭等）の 清掃等が出来ない

活用のためのチェック

- 修繕や清掃が必要な家屋・土地が借家・借地
（何らかの許可が必要な場合あり）
- 修繕や清掃に関する費用の負担
（事前見積りが必要な場合あり）
- 修繕や清掃をすることに対する本人の意向
- 「セルフネグレクト」に関するアセスメントの必要性
- 亡くなった場合の家屋の管理・処分や遺品整理



【12】家屋の修繕、土地（庭等）の清掃等が出来ない



だんだん体が
衰えてきたころ

資源の紹介

▶個別に検討の必要がある：

介護サービス等に含まれる支援を超えて、修繕や清掃を代行するため、制度的に位置づいた資源はない。よって、該当する支援内容に応じて個別に検討する必要がある。

まず、その内容が収納整理、掃除、除草等家事代行で済まされる範囲（最小）か、あるいは「ゴミ屋敷」片付けや特殊清掃等におよぶ範囲（最大）なのか、支援の必要量を見積る。

そのうえで、以下のような対応方法を個別に検討・調整する。

- ① 比較的容易な内容であれば、シルバー人材センターへの発注や“片付けボランティア”の募集等によって行う。
- ② 緊急性（必要性）や非代替性等を鑑みて、介護・福祉関係者、行政、社協等による臨時支援チームを組織して実行する。
（★1）特に「セルフネグレクト」支援のような場合。
- ③ 必要性があれば、清掃・「ゴミ屋敷」整理・空き家管理等を請け負う業者等に委託。ただし、業務内容や費用負担等で利用者が不利益・トラブルにならないよう、慎重に選定することを支援する。（★2）

これらを検討するにあたって、資産管理、費用捻出や手続き代行等について成年後見制度の活用も検討する。

また、いずれの対応においても、本人の費用負担が発生する可能性があり、支出について考慮する。（★3）

なお、リフォーム費用等に関する助成金・補助金の制度もあるので、情報収集をしておく。



【12】家屋の修繕、土地（庭等）の清掃等が出来ない



だんだん体が
衰えてきたころ

活用のポイント・工夫

- ✓ 「セルフネグレクト」が疑われるような事例では、一度片づけても“再発”を繰り返すことも考えられ、清掃・整理だけにとどまらない支援を検討する。（★1）
- ✓ 業者選定にあたっては、事業比較、複数見積りを行い、①厚生労働省通知：「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」②消費者庁通知：「身元保証等高齢者サポートサービスの利用に関する啓発資料等について」等を参照して、それらに準じた支援を行う。（★2）
- ✓ 費用捻出において、問題予測をしながら前もって維持管理（メンテナンス）費用を少しずつ積み立てておくような支援も考えらる。（★3）
- ✓ 死亡や施設入所等にもなう家屋、金品等残置物の整理・処分・売却、あるいは「空き家管理」等に関しては、法的手続きも含めて別に検討・調整が必要となる。





だんだん判断能力が
低下してきたころ

【13】詐欺や悪質商法に騙された

活用のためのチェック

- 病気や加齢により判断力が低下している
- お金の管理が難しくなっている
- 話し相手がおらず孤独である
- 健康に不安があるが相談できる人がいない
- 今までにも詐欺や悪質商法に騙された経験がある
- 高齢者に多いトラブルの事例や手口等を知る

特殊詐欺の種類：

オレオレ詐欺（振り込め詐欺）、架空料金請求詐欺、
還付金詐欺等

悪質商法の種類：

電話勧誘販売、家庭訪問販売、無料商法、次々販売、
訪問購入等



【13】詐欺や悪質商法に騙された



だんだん判断能力が
低下してきたころ

資源の紹介

▶ 騙されないための対策：

- ① 録音機能付き電話に変更する、在宅時でも留守番電話にする、今使っている電話機に後付け出来る詐欺防止の対策機器もある。
- ② 合言葉等ルールを決める。
- ③ 詐欺の常套句を紙に大きく書いて電話の横に貼っておく。
例えば、電話番号が変わった、会社の電話でかけている、誰にも言わないで、年金や医療費等の還付金がある、キャッシュカードを預かる、暗証番号を教えてほしい等。

▶ 各自治体の消費生活相談窓口：

消費生活に関する苦情・相談・問合せ等を受け付け、情報の提供、助言・あっせん等を行います。

▶ 法テラス（日本司法支援センター）：

国が設立した公的な法人で、適切な相談窓口や法制度に関する情報を案内してくれる。[（法テラスホームページ）](#)

▶ クーリングオフ：

いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除出来る制度。

▶ 成年後見制度：

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症等によってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度。[（厚労省ホームページ・成年後見制度）](#)



【13】詐欺や悪質商法に騙された



だんだん判断能力が
低下してきたころ

活用のポイント・工夫

- ✓ 「最近元気がない」「お金に困っている」「請求書の封筒が増えている」「見慣れない荷物がある」等、ケアマネジャー、ヘルパー等が普段とは異なる様子や不審な点を見つけたら、本人に詳しく話を聞いて早めの対策を取りましょう。
- ✓ クーリングオフが出来る取引と期間は内容によるので確認します。期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から起算します。書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリングオフ出来る場合があります。
- ✓ 成年後見制度の保佐・補助の場合は、同意権等の定め方を工夫しましょう。





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



だんだん判断能力が
低下してきたころ

【14】通帳の場所が分からなくなる

活用のためのチェック

- 本人の判断能力がある
- どのタイミングで支援（制度）の利用を開始したいのかを把握
- 経済面の問題
（手続き費用や手数料、報酬や利用料の支払いができるか）
- 「日常生活自立支援事業」は判断能力が不十分で、在宅生活者（グループホームを含む）を対象

入所入院中の方は対象としない。また、成年後見制度との併用は出来ないことが原則だが、状況に応じて協議する



【14】通帳の場所が分からなくなる



だんだん判断能力が
低下してきたころ

資源の紹介

▶日常生活自立支援事業：

- ・ 社会福祉協議会が判断能力が不十分な認知症高齢者等、知的障害者等や精神障害者等を対象に福祉サービスの利用援助を基本として、下記サービスを行っている。

(1)預かりサービス

- ・ 預金通帳と印鑑を社協が預かる。金額は50万円まで
- ・ キャッシュカードは不可
- ・ 年金証書を基本とし、再発行が可能な保険証・手帳等を対象

(2)日常的金銭管理

- ・ 収入支出を把握し、助言や情報提供。入出金支援(代理・代行も含む)を行う。
- ・ 年金や手当の受給手続き、医療費や税金、社会保険料、公共料金等の支払い手続き

費用（参考）

1時間1,000円＋交通費19円/キロ

▶法定後見制度：

- ・ すでに判断能力が十分でない場合に本人に代わって成年後見人・保佐人・補助人が通帳等の財産管理等を行います。家庭裁判所に申し立てを行い、裁判所が最も適任だと思われる方を選ぶ。
- ・ 費用…申し立て費用、鑑定費用（医師の鑑定が必要な場合）、申立書類作成費用（専門家に依頼した場合）、後見人等への報酬が必要になる。

▶金融機関の貸金庫の利用：

保管場所のみ確保の必要があるのであれば金融機関の貸金庫の利用を検討する。貸金庫のサイズによって異なるが月々数千円から利用は可能である。

活用のポイント・工夫

〈利用の準備と開始時期〉

- ✓ 「日常生活自立支援事業」は判断能力が不十分な時期が利用時期となります。また、支援を受けても十分な判断力が維持できなくなれば成年後見制度の移行が必要となります。
- ✓ 「法定後見制度」は判断力が低下してきた時期に申し立てを行い、利用を進めましょう。





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



だんだん判断能力が
低下してきたころ

【15】医療や介護サービスの未払いがある

活用のためのチェック

- 支払い先（通院や利用するサービス）を把握
- 経済面の問題
（手続き費用や手数料、報酬や利用料の支払いができるか）



【15】医療や介護サービスの未払いがある



だんだん判断能力が低下してきたころ

資源の紹介

▶ 死後事務委任契約：

本人の死後に発生する医療費や施設利用料等の精算を本契約により第三者に委任できる。多くの場合は公正証書にして結び、任意後見契約書の作成と併せて依頼することが多い。

▶ 法定後見制度：

すでに判断能力が十分でない場合に本人に代わって成年後見人・保佐人・補助人が通帳等の財産管理等を行う。

家庭裁判所に申し立てを行い、裁判所が最も適任だと思われる方を選ぶ。

活用のポイント・工夫

▶ 死後事務委任契約：

- ✓ 死後に発生する手続きに限定され、生前の財産管理や、見守り・生活補助、介護等は依頼出来ないのに注意しましょう。
- ✓ 併行して、財産の処分は遺言執行者を指定し、公正証書遺言を作成することが望ましいです。

費用（参考）

- 契約書作成等の費用／約10万円+公正証書作成手数料
- 定期的な報酬 …支援者により異なる

▶ 法定後見制度：

- ✓ 本人が死亡すれば後見人の代理権が消滅します。ただし、治療費等の支払いが「応急処分義務」に該当すれば死後事務として取り扱いが出来ます。
- ✓ 判断能力が低下してきた段階が利用する時期となりますが、判断能力が低下してきたことで申し立てを行うこととなります。

費用（参考）

- 申し立て費用／約1万円
- 鑑定費用・医師の鑑定が必要な場合／約5～10万円
- 申立書類作成費用（専門家に依頼した場合）／約10～20万円
- 後見人等への報酬／月2万円～





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



お亡くなり
になったころ

【16】空き家の管理、処分に困った

活用のためのチェック

- 「空き家等」は「概ね年間を通して居住やその他利用がされていない建築物（住宅に限らない）」が対象（「空き家等対策の推進に関する特別措置法」）
- 死亡や老人ホームへの入所等がきっかけで発生する
- 放置された空き家は、外壁材や屋根材の落下、家屋の倒壊等保安上危険な状態
ごみの不法投棄、悪臭、ねずみや野良猫、害虫等の繁殖、雑草の繁茂等衛生面や景観の悪化等をもたらし、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす
- 所有者が健在か、すでに死亡しているか
- 死亡の場合、家を誰が相続するのか、相続後は誰が住むのか、売するのか貸すのか、解体するのか



【16】空き家の管理、処分に困った



お亡くなりになったころ

資源の紹介

▶ 「売る」「貸す」のであれば、 不動産業者や空家バンクに相談する：

- 空家バンクに登録すると、買いたい・借りたい人が登録された物件の中から検索できる。
- 空き家対策に関する税制特例もある。
- 空き家内にある家財の分別、遺品の整理等をしてくれるサービスもある。

▶ 今後「使う」のであれば、リフォームする：

一定の要件を満たす場合、国や各自治体の補助金がある。

▶ 管理代行サービスを利用する：

見回りや報告書作成をしてくれるNPO法人やシルバー人材センターがある。

▶ 解体（除却）する：

国や各自治体の補助金がある。

活用のポイント・工夫

- ✓ 所有者は健在であるが、判断能力が低下している場合は、成年後見制度が必要な場合も出てきます。
- ✓ 所有者が死亡している場合は、相続が開始するので法定相続人を確認します。
- ✓ 法改正により2024年4月から相続登記が義務化されます。
- ✓ 空き家等を放置すると、罰金の対象となることもあります。
- ✓ 遺品整理や管理代行の業者選定は慎重に行います。





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



お亡くなり
になったころ

【17】亡くなった後、 財産はどうなるのか

活用のためのチェック

- 人が死亡した場合は、相続が開始
- 相続人がいるのか、いないのか。「身寄りがない」定義に当てはまっても、相続人がいる場合もある（例えば、甥姪がいて疎遠になっている場合等）
- 子供がいない場合、再婚し先妻の子と後妻がいる場合、特定の財産を特定の相続人に承継させたい場合、老後の面倒を見てくれた者に多く相続させたいとき、相続人が全くいない場合等、遺言をしておく必要性が高い



【17】亡くなった後、 財産はどうなるのか



お亡くなりになったころ

資源の紹介

▶ 法定相続人を確認する：

相続人の範囲や法定相続分は、法律で定められている。相続を放棄した人は初めから相続人でなかったものとされる。内縁関係の人は相続人に含まれない。相続人がいる場合は、相続人全員で遺産の分け方を話し合う（遺産分割協議）。

法定相続人がいない場合は、遺産は最終的に国庫に帰属する。

遺言は、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせる。法律によって厳格な方式が定められている。

▶ 自筆証書遺言：

遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する。作成費用はかからないが、方式に不備があると無効になったり、自宅保管の場合、紛失や改ざんのおそれがある。

▶ 自筆証書遺言書保管制度：

自筆証書遺言書を法務局（遺言書保管所）で預かり保管する制度。
（有料）

▶ 公正証書遺言：

遺言者本人が公証人と証人2名の前で遺言の内容を口頭で告げ、公証人が文章にまとめたものを、遺言者および証人2名に確認してもらって作成。
（有料）

活用のポイント・工夫

- ✓ 遺言では、相続分の指定、遺産分割方法の指定、遺贈、寄付、遺産分割の禁止（ただし5年以内）、認知、相続人の廃除、保険金受取人の変更、遺言執行者の指定等ができます。
- ✓ 自筆証書遺言では、財産目録はパソコンで作成したもので可能です。
- ✓ 公正証書遺言では、遺言者の体力が弱り、あるいは病気等のために、手書きすることが困難となった場合でも可能です。自宅や病院に出張してもらえます。
- ✓ いったん遺言書を作成したとしても、気が変わったらいつでも撤回した47り、取り消したりすることができます。





だんだん判断能力が
低下してきたころ

【18】緊急時の判断と対応に困る

活用のためのチェック

- 持病の有無
- 主治医の有無
- 協力者の有無（親戚や身内、近隣者）
- 地域の民生委員の関わりの有無
- 連絡先の有無
- 各種サービス利用の有無
（生活保護、介護保険、日常生活自立支援事業、成年後見制度等）
- 緊急通報システムの有無
- 担当ケアマネジャーの有無
- 延命治療の希望の有無
- 本人の意向は確認出来る状態か



【18】緊急時の判断と対応に困る



だんだん判断能力が
低下してきたころ

資源の紹介

▶ 救急車 119を要請

【参考資料】

総務省消防庁 :
[救急利用リーフレット](#)

[兵庫県災害救急医療情報システム](#)



▶ 緊急通報システムの設置

▶ その他 :

- ・ エンディングノート
- ・ 朝来市災害時対応個人マニュアル（あれば）
- ・ 地域の資源マップ（救急消防等）

活用のポイント・工夫

緊急時への備えとして、ご本人が平素からどんな風にどんな人とつながっておられるのかを把握しておくことが大切です。

- ✓ 本人と地域の歴史を理解しましょう。
- ✓ 集いの場へ参加しましょう。
- ✓ 古いつながり、新しいつながりを理解しましょう。
- ✓ 日ごろから、対象者との交流を持つことで対象者の思考・考え・感情等理解しましょう。





介護福祉



医療



財産金銭
管理



日常生活



お亡くなり
になったころ

【19】お葬式や遺骨をどうしたらいいか

活用のためのチェック

- 生前のご本人の意向や希望について
- 疎遠になっている親族で、連絡のつく人の有無
- 生前に、ご本人が加入している葬儀業者の互助会等の有無
- 遺骨をひきとってくれるお寺の有無
- 成年後見人等との「死後事務委任」の契約の有無



【19】お葬式や遺骨をどうしたらいいか



お亡くなりになったころ

資源の紹介

▶生前のご本人の意向や希望はどのようなものだったか：

まずは、生前に、「〇〇のお寺に骨を持って行ってほしい」「妻と一緒にのお墓に入れてほしい」「散骨してほしい」「献体」等の希望があるのかどうか、確認しておくことが重要である。また、併せて、お亡くなりになったときに、連絡してほしい人がいるかも確認しておく。

▶疎遠になっている親族で、連絡のつく人はいるのか：

連絡がつく家族には葬儀や遺骨について、どのように考えておられるのかを確認する。

今までの親族の対応として次のような例があった。

例1 疎遠であったが葬儀や収骨（納骨）は親族で行う。

例2 葬儀は出来ないが、収骨のみ希望する。

例3 葬儀も収骨も希望しない。

（この場合は、焼骨誓約書を斎場に提出し、収骨はなしとします）

▶生前に、ご本人が葬儀業者の互助会に加入していないか：

ご本人が葬儀業者の互助会に加入されていた場合には、その互助会に連絡することで葬儀をあげてもらうことができる。しかし、納骨までは出来ないことが多いようなので、互助会の内容を確認し葬儀業者と相談しておく必要がある。

▶遺骨をひきとってくれるお寺があるか：

ご本人の希望に応じて、お寺への納骨が可能かどうか問い合わせる。

金額的なところも、ご本人の財力をみながらの調整になる。

その他に、「火葬場で焼ききる」「無縁仏として扱う」等も例としてはあげられる。

▶死後事務委任契約：

死後事務委任契約とは、本人が第三者に対して「葬儀の方法と手続き」「介護施設への支払い」等の事務行為について、その死後における代理行為を委任する契約のことをいう。通常、成年後見制度における後見人は、ご本人の死後は、後見人としての支援を担うことはできない。それらの役割を担う場合には、別途契約等が必要になる。



【19】お葬式や遺骨をどうしたらいいか



お亡くなりになったころ

活用のポイント・工夫

- ✓ 葬儀や納骨は、まず「誰が喪主になるのか」を、確認することが重要です。
- ✓ 引き取り手のない遺体については、墓地、埋葬等に関する法律にもとづき、市町村長が埋葬または火葬を行います。
- ✓ 生活保護受給者の場合は、葬祭扶助が適用されることもあり、調整が必要です。
- ✓ 死後に、行政がかかわる必要がある場合には、生前から支援者と行政と一緒に協議し、準備します。





お亡くなりになったころ

【20】孤独死が発見されない

活用のためのチェック

- 独居で親しくしている人がいない
- 外部との関わりを拒否している
- 介護サービスを利用していないため、定期的な見守りがない

※ 「**孤独死**」とは、一般的に「家族や地域との交流が乏しい状態で亡くなり、死後（長期間放置）になって発見された」場合を指す。

※上のチェックに該当すると孤独死のリスクが高いといえるので、事前の予防的な対応が重要となる



【20】孤独死が発見されない



お亡くなりになったころ

資源の紹介

▶ 民生委員等の地域のキーパーソンとの情報共有（予防）：

孤独死を完全に防ぐことは出来ないが、定期的な見守り体制を構築することにより、孤独死が発見出来る体制を整えておくことは可能。

郵便物がたまっている、洗濯物が取り入れていない、夜になっても電気がついたまま等、気づいたことがあった場合に、連絡方法や共有範囲等を事前に支援者間で打ち合わせをしておく。

▶ 孤独死を発見した場合：

孤独死を疑う時は自身で確認せずに警察へ通報する（場合によっては、救急要請をすることもあり）。

遺体として発見された場合は、警察、行政等の協議・調整により、親族（遺族）がいるかどうか、いる場合に葬儀や遺骨の引き取り等どこまで対応出来るのか、等を確認する。

親族（遺族）がいない場合は、

- ① 死亡者を認識出来ないことをふまえて戸籍法にもとづく検視の依頼
- ② 死亡届の確認
- ③ 引き取り手のない遺体については、「【19】お葬式や遺骨をどうしたらいいか」を参照
- ④ その他、死亡場所についての特殊清掃、遺留金品の処分方法等について、必要に応じて関係者での協議・調整が行われる

活用のポイント・工夫

- ✓ 訪問等で、応答がない等いつもと様子が違う場合について、慌てずに警察や救急車に電話をするようにしましょう。もしも、息があると感じたり、判断がつかなければ、救急車を要請しましょう。
- ✓ この時、よかれと思う場合でも、遺体を移動させたり、部屋の中のものに触ったりしてはいけません。なぜなら、だれにも看取られずに、死亡したような孤独死の場合、死亡の原因を明らかにするために警察によって現場検証が行われるからです。
- ✓ それぞれの事情によって、埋葬料・埋葬費（国民健康保険・健康保険）の給付、生活保護（葬祭扶助）の適用、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の適用、等について検討されることがあります。



補足①／主な制度のあらまし（生活費）

こんなときは	制度(法律)は？	どんな内容か？	窓口は？
高齢になった時の所得保障	老齢年金 (基礎年金・厚生年金)	65歳以上になった際に一定の条件を満たしたうえで受給する。繰り上げ・繰り下げでの受給も出来る。	社会福祉課
障害状態になった時の所得保障	障害年金 (基礎年金・厚生年金)	障害状態等の一定の条件を満たした場合に受給出来る。原則として老齢年金受給前の手続きが必要。	市町の窓口、または年金事務所、各共済組合の窓口 (加入状況等により窓口が異なります。)
生計中心者等が亡くなった時の所得保障	遺族年金 (基礎年金・厚生年金)	年金保険の被保険者（被保険者であった人）が亡くなった時、その人によって生計を維持されていた遺族が受給する。	
国民年金の保険料の納付が難しい場合	国民年金保険料免除・納付猶予	年金保険料の納付が難しい場合、申請によって、分割での支払いや所得の低い人を対象とした免除がある。	社会福祉課
経済的困窮から立ち直るために	生活困窮者自立支援制度	生活の維持ができなくなるおそれのある人に対する生活や就労準備に関する包括的な相談、住宅確保や家計改善等の支援	社会福祉課
生活の安定のための貸付	生活福祉資金貸付制度	金融機関等からの借入が難しい世帯に対して目的に応じた資金の貸付	市町社会福祉協議会 （民生委員）
支出軽減のための方法として	公共料金等の負担軽減（減免、割引）	それぞれの要件に応じて、公共交通機関料金の割引、上下水道使用料の減免、電話料金や郵便料金の割引等の制度がある。	上下水道課
障害者のための福祉制度	障害者手帳の取得（手帳活用による経済的負担の軽減）	それぞれの障害によって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付され、障害の種類や程度に応じた支援を受けることが出来る。	社会福祉課
障害者や子どものための所得保障	障害者児等のための各種手当	特別障害者手当、障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等、それぞれの要件に応じて受給出来る。	社会福祉課
国民健康保険の保険料の納付が難しい場合	国民健康保険料の減免	災害、所得減少、低所得等による保険料の減免あり。滞納した場合には保険証に代わり有効期間が短い「短期被保険者証」「資格証明書」が交付され、医療を受ける。	市民課
介護保険の保険料の納付が難しい場合	介護保険料の減免措置	介護保険料の減免。なお、保険料の滞納期間に応じて、督促手数料・延滞金の加算、利用料の償還払い、自己負担額の引き上げ等、段階的な取り扱いがされる。	高年福祉課
収入の手立てがない・	生活保護	生活に困窮した場合に、世帯を対象として基準に応じた最低生活費が支給される。	社会福祉課



補足②／主な制度のあらまし（医療費）

こんなときは	制度(法律)は？	どんな内容か？	窓口は？
医療費が高額になったとき	高額療養費	同じ月内に支払った医療費が高額になった場合に、一定の基準（自己負担限度額）を超えた額が戻ってくる	加入している医療保険の窓口
医療費の一時立て替えが難しい場合	高額療養費限度額適用	医療費が高額になると見込まれる場合に、あらかじめ手続きをして認定証を交付されることで、窓口負担が自己負担限度額までになる。	加入している医療保険の窓口
医療保険と介護保険の両方で自己負担がある	高額医療・高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の両方を利用する世帯で、合算額が基準を超えた場合に払い戻しを受ける。	加入している医療保険の窓口
人工透析をすることになった	特定疾病療養費	人工透析を受ける等の場合に、自己負担限度額が一万円/月に軽減される。	加入している医療保険の窓口
「難病」の治療のためには…	特定医療費 (難病医療費の助成)	特定の「難病」（指定難病）の治療費の一部を公費負担(助成)。 ※重症度基準を満たすか、軽症で一定以上の自己負担がある場合	保健所 (健康福祉事務所)
身体障害に対する治療として	自立支援医療 (更生医療)	心臓手術、人工透析、関節形成術等障害を軽くしたり、機能回復をはかるための医療について自己負担が原則1割となる。	社会福祉課
精神疾患、精神障害で通院する	自立支援医療 (精神科通院)	精神障害により、継続して通院治療を受けている場合に、自己負担が原則1割となる。	社会福祉課
障害があり、高齢者医療を受ける	障害認定による後期高齢者医療	一定の障害の程度に該当する65歳以上75歳未満の方が認定を受けることで自己負担割合が軽減する。	市民課
病気やけがで仕事を休んだ時	傷病手当金	健康保険の加入者が、病気やけがで4日以上休業した場合、原則、標準給与の2/3が支給される(1年6ヶ月限度)。	加入している健康保険の窓口 または勤務先
税金の控除をうけるには…	医療費控除	1年間に支払った医療の自己負担額が、一定額を超えた場合、申告によって、所得税・住民税の一部が戻る。	税務署等
その他 (市町により、内容が異なる場合あり)	重度障害者医療	重度の障害者の医療費負担軽減	市民課
収入の手立てがない…	生活保護 (医療扶助)	生活困窮者に対して、医療保険に準じて治療に必要な医療費が現物給付される。	社会福祉課



令和5年度

身寄りのない人への支援検討 ワーキング委員名簿



	団体名等	所属	職名等	氏名(敬称略)
1	(公社)成年後見センター・リーガルサポート	福田事務所	司法書士	福田 伸之(委員長)
2	朝来市医師会	はるかぜ診療所	医師	黒瀬 博計(副委員長)
3	医療機関	公立神崎総合病院	医療ソーシャルワーカー	谷 義幸
4	医療機関	朝来医療センター	医療ソーシャルワーカー	関岡 真奈美
5	居宅介護支援事業所	いくの喜楽苑	主任介護支援専門員	竹村 ま美
6	高齢者相談センター	あさがおホール	相談員	椿野 房子
7	朝来市社会福祉協議会	総合支援課	上席係長	上山 聡史
8	在宅医療・介護連携会議	大蔵調剤薬局	薬剤師	柿沼 巨 (在宅医療・ 介護連携会議委員長)

9	一般社団法人 繋ぐライクファミリーサポート		終活・相続 コンサルタント	松本 恵
---	-----------------------	--	------------------	------

10			課 長	馬袋 真理子
11	ふくし相談支援課	朝来市地域包括支援センター	主任介護支援専門員	足立 里江
12			社会福祉士	小畑 知見
13	いくの喜楽苑	生野地域包括支援センター	主任介護支援専門員	北川 慎一

2024年3月末日





困りごとに対応する「支援マップ」



お元気なころ



だんだん体が衰えてきたころ



だんだん判断能力が低下してきたころ



お亡くなりになったころ



介護福祉

【1】
見守り体制と
健康維持

5ページ

【2】
エンディング
ノートの作成、
遺言書の作成

7ページ

【3】
施設との話し合い

10ページ

【4】
入院まえからの準備、
緊急連絡先の確保

13ページ

【5】
成年後見人との
連携

16ページ



医療

【6】
健康管理と
健康づくり

19ページ

【7】
通院・診療の工夫

21ページ

【8】
事前指示書の活用

24ページ

【9】
地域・行政との
連携

26ページ



財産金銭
管理

【10】
所得や家計の確認

28ページ

【11】
金融機関の
対応確認

31ページ

【12】スライド
34
家屋・土地に
ついて意向確認

34ページ

【13】
詐欺防止対策の
検討

37ページ

【14】
金銭管理の相談

40ページ

【15】
医療・介護費の
支払確認

42ページ

【16】
生前に財産・
不動産の確認

44ページ

【17】
生前に遺言作成

46ページ



日常生活

【18】
緊急時の対応確認

48ページ

【19】
葬儀や遺骨の確認

50ページ

【20】
近隣者や民生委員
との連携

53ページ

